令和3年度第11回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和4年2月8日 場所 東北町役場 分庁舎 2階 第一会議室

令和3年度第11回東北町農業委員会総会

- 1. 開催場所 東北町役場 分庁舎 2階 第一会議室
- 2. 開会日時 令和4年2月8日(火) 午後1時30分
- 3. 閉会日時 令和4年2月8日(水) 午後2時18分
- 4. 出席農業委員(12名)

1番	乙	部 繁	作	2番	竹 内	勝	子
3番	大	坂	實	6番	小野寺	正	八
7番	甲	地 武	彦	8番	蛯 名	修	_
10番	蛯	沢 清	子	11番	沼 尾	京	子
12番	蛯	名	勲	13番	米内山	隆	博
14番	沼	尾幸	_	15番	久保田	正	_

5. 欠席農業委員(3名)

4番 岡山敬一 5番 木村豊三郎 9番 甲地俊隆

6. 出席農地利用最適化推進委員(5名)

栄 沼鶴ケ崎勝也徳万才佐々木祐輔旭笹倉隆悦表町山田昭二千曳藤井久

7. 欠席農地利用最適化推進委員(0名)

8. 会議に付した案件

報告第33号 農地の転用事実に関する照会について

報告第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見につ

いて

議案第39号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

8番 蛯名修二 10番 蛯沢清子

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長河島徳悦事務局主査 荒木浩美

11. 書記

事務局副参事 竹内恒幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。 「こんにちは」、着席願います。

> ただいまから、1月31日に招集通知しました、第11回東北町 農業委員会総会を開催致します。

> 本総会の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立致しました。

なお、農地利用最適化推進委員5名の出席があります。

本日、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員、9 番 甲地 俊隆 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠 席届出がありましたので、ご報告致します。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局 ありがとうございました。それでは、東北町農業委員会、会議規 則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理するこ とになっていますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせて頂きます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 総会の提出案件は、報告2件、議案2件であります。 充分なるご審議をお願いします。 それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題と します。 お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありません か。

(異議なし)の声あり。

議 長 異議なしと認めます。 したがって、議長において指名することに決定しました。 議事録署名者には、8番 蛯名 修二 委員、10番 蛯沢 清

- 議 長 子 委員を、指名致します。なお、書記には、竹内副参事を任命 致します。
- 議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。 総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

- 議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました
- 議 長 日程第3 報告第33号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。 事務局より朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長 1ページをお開き下さい。

報告第33号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。なお、現地確認は、2月1日、農業委員 竹内 勝子 委員、推進委員 佐々木 祐輔 委員と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。

2ページをお開き下さい。

(受付番号42、43番、2件朗読説明省略)以上、2件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第33号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

- 議長 質疑なしと認め、報告第33号は原案のとおり報告済と致します。
- 議 長 日程第4 報告第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、議題とします。 事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3ページをお開き下さい。

報告第34号、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。4ページの記載内容となります。

(受付番号59番から62番、4件朗読説明省略)以上、4件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第34号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長質疑なしと認め、報告第34号は、原案のとおり報告済と致します。

議 長 日程第5 議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく 農地転用許可に係る意見について、議題とします。 事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 5ページをお開き下さい。

議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、6ページ(1)所有権移転1件については、現地調査が行われております。

なお、(1)所有権移転申請箇所の位置等は、7ページから9ページのとおりです。

(受付番号16番、所有権移転1件朗読説明省略)以上、1件です。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。 これには、現地調査が行われていますので、竹内 勝子 委員よ り現地調査の報告をお願いします。

竹内勝子 議案第38号の(1)所有権移転について、現地調査の報告を致 委員 します。

> 2月1日に、佐々木 祐輔 推進委員及び事務局と現地へ出向 き、申請者(譲受人)の代理人立ち会いのもと現地確認調査を実 施しました。

申請地は、東北町役場本庁舎より西南西へ約3kmの距離にあ

竹内勝子 委員 り、県道七戸上北町停車場線を七戸方面へ向かい才市田地区に入って左折し、町道376号線の250m先の左側にあり、周辺には才市田地区集会所や才市田地区屯所があり、周囲には、10ha以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっております。

転用の目的は、普通住宅の建築であり、現況においては境界が明確で、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。以上、報告致します。

議 長 ご苦労様でした。ただいま、竹内 勝子 委員より、現地調査の 報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

- 議 長 異議なしと認め、議案第38号は、原案のとおり承認することに 決定しました。
- 議 長 日程第6 議案第39号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。事務局より朗読及び説明をお願いします。なお、これには12番 蛯名 勲 委員の関連事項がありますので、東北町農業委員会会議規則第17条により、議事に参与することができない事から当該事案の審議から終了まで、退席をお願いします。

(12番 蛯名 勲 委員)退席

議 長 ここで、議案第39号は、農林水産課にかかわる議案で、担当職 員より、説明を求める事から職員の入場を、お願いします。

(農林水産課担当職員 入場・着席)

事務局長 10ページをお開き下さい。

議案第39号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであり、11ページは農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。

事務局長

- 12ページをお開き下さい。
- (1) 賃貸借、受付番号13、14番、2件について説明致します。

(受付番号13番、14番、2件朗読説明省略)以上、2件です。 次に13ページから22ページをお開き下さい。

(2) 使用貸借、受付番号82番から104番、23件について 説明致します。

(受付番号82番から104番、23件朗読説明省略)以上、23件です。

なお、委員の皆様方もお気づきかと思いますが、出し手と受け手が同一人物名の案件があります。この件につきましては、詳しく 農林水産課担当職員より説明がございます。

次に23ページをお開き下さい。

農地売買等事業による(1)所有権の移転、受付番号14番から 17番、4件について説明致します。

(受付番号14番から17番、4件朗読説明省略)以上、4件です。

議 長

それでは、農地中間管理機構、農地集積バンクの活用及び出し手 と受け手について農林水産課担当職員より説明を、お願いしま す。

農林水産課 担当職員

皆さん、ご苦労様です。それでは、私の方から地域集積協力金の借り 戻しについて説明致します。

今回、借り戻しが該当している地区が、上北の上野下田地区ですが 基盤整備事業の工事が実施されておりまして、農地の集積率を上げて 農家の負担を無くする取り組みを実施しています。それに伴い集積を 上げる方法としては、農業委員会を通した農地法第3条許可による契 約、農作業受託による契約、農地中間管理機構を通した利用集積によ る契約が集積率を上げるための貸借の方法になります。その中で、農 地中間管理機構を利用することにより、地域集積協力金の交付を受け ることができるため、土地改良区の方で、この方法に取り組んでいる 状況です。その活用率によって交付単価が変わってきますが、活用率 を上げる方法として、農地を自分に貸し出して自分から借り上げると いう借り戻しが認められています。貸借期間は、地域集積協力金の交 付要件に契約期間が最低で6年となっているため、今回、6年で設定 しています。現状の活用率で言うと、いろんな要件がありますが、以 前に貸し出している農地については、交付対象となりません。

現状は、自然に活用率が下がっている状況で15%以上30%以下の

農林水産課 担当職員

ところをキープしており、交付単価が16,000円で申請できる状況となっています。以上、簡単ですが、私から地域集積協力金の借り戻しについての説明を終わります。補足ですが、この事業は、令和4年度中に土場川地区でも取り組む予定となっています。

議長

ただいま、事務局及び農林水産課担当職員より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

久保田正一 委員 96番の所有者(出し手)と耕作者(受け手)の案件で両者の経営面積が同じですが、同一家族での使用貸借ということで、よろしいでしょうか。

事務局長

はい、親子による使用貸借となっております。

久保田正一 委員 はい、分かりました。

沼尾京子 委員

今、説明のあった農地中間管理機構の地域集積協力金について 1人10a当たり15,000円が交付されるということで、よ ろしいですか。

農林水産課 担当職員 農地中間管理機構の集積協力金には、個人タイプと地域タイプの2種類ありまして15,000円は、個人で契約している個人タイプになりまして、その要件は、契約期間が10年の設定となります。地域集積協力金については、利用率によって交付単価が変わり中山間地域内と一般地域内でも交付単価が違ってきます。1番、交付単価が高いのは、10a当たり28,000円で、1番、交付単価が低いのが、10a当たり10,000円となります。農地面積1回の申請に対し、1回のみの交付となります。

沼尾京子 委員 交付要件ですが、稲作している田や大豆または野菜を作付けしている畑とかでも対象となりますか。

農林水産課 担当職員

田や畑の区分は、特にありません。今回、指定しているエリアが 上野下田地区で、田がメインとなります。基盤整備している地区 は、本換地がまだのため、現在そのままの状態でいいのですが本 換地が終わった段階で、改めて申請地の地番、面積を修正する必 要があります。 沼尾京子 はい、分かりました。 委員

蛯沢清子 基盤整備の説明については、分かりましたが、一般の貸借につい委員 ても、この事業は利用できるのですか。

農林水産課 地域タイプというのは、地域を設定するところから、始めること 担当職員 になります。先程の個人タイプというのは、出し手と受け手の個人のやり取りで、要件を満たせば、交付を受けることが出来ますが、地域集積というのは、地域を設定して、新しい団体を立ち上げてからのスタートとなります。その交付金の使用に係る経費を

す。

蛯沢清子 国の事業へ賛同して集積率を上げることを目標にしている形に委員 なっている訳ですね。はい、分かりました。

議 長 その他に、ご質疑等ございませんか。

(質疑なし)の声あり。

日誌や議事録に記録のうえ、使い道を定めることが要件となりま

議 長 異議なしと認め、議案第39号は、原案のとおり承認することに 決定しました。12番 蛯名 勲 委員の入場をお願いします。

(12番 蛯名 勲 委員 入場・着席)

議 長 ご説明ありがとうございました。それでは、農林水産課担当職員 は、退席をしていただきますよう、お願いします。

(農林水産課担当職員 退場)

議長以上で、本日の日程は、全部終了致しました。 第11回東北町農業委員会総会を閉会致します。

—— 開会 午後2時18分 ——